

令和6年度 茅ヶ崎市監査計画

茅ヶ崎市監査委員

1 定期監査

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が法令等に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているか監査するもので、毎年少なくとも1回以上期日を定めて行うもの。

【根拠法令等：自治法第199条第4項、監査基準第2条第1号】

執行通知日（上段） 監査資料提出期限(下段)	本監査日	対象部課 かい	
5月1日（水）	7月4日（木）	環 境 部	環 境 政 策 課
5月15日（水）			環 境 保 全 課
			資 源 循 環 課
			環 境 事 業 セ ン タ ー
8月1日（木）	10月3日（木）	建 設 部	建 設 総 務 課
8月15日（木）			道 路 管 理 課
			道 路 建 設 課
			公 園 緑 地 課
			建 築 課
9月2日（月）	10月31日（木）	教 育 推 進 部	社 会 教 育 課 (博物館及び公民館を含む)
9月17日（火）			青 少 年 課 (体験学習センター及び 青少年会館を含む)
			図 書 館
10月1日（火）	11月27日（水）	教 育 総 務 部	教 育 総 務 課
10月15日（火）			教 育 施 設 課
			学 務 課
			学 校 教 育 指 導 課
			教 育 セ ン タ ー
11月1日（金）	12月27日（金）	市立病院事務局	病 院 総 務 課
11月15日（金）			医 事 課
			病 院 経 営 企 画 課
12月2日（月）	1月31日（金）	保 健 所	保 健 企 画 課
12月16日（月）			地 域 保 健 課
			保 健 予 防 課
			衛 生 課
			健 康 増 進 課
10月11日（金）	2月7日（金）	学 校	● 鶴 嶺 小 ● 第 一 中
11月12日（火）			● 松 林 小 ● 鶴 嶺 中
			● 松 浪 小 ● 西 浜 中
			● 浜 須 賀 小 梅 田 中
			● 鶴 が 台 小 北 陽 中
			小 和 田 小

※ 令和6年度は各課かいへの定期監査の実施頻度を3年に1度とし、令和6年度から8年度の3か年度の期間において、実施する予定です。（学校を含む。）

※ 学校監査の●印は、令和6年度の現地調査対象校です。現地調査は1月中旬を予定しています。

※ 令和5年度に指摘事項があった課かいには、指摘事項の改善状況とその後の再発防止策の状況について、フォローアップ調査を実施する予定です。

※ 本監査の日程については、議会の日程等により変更になる場合があります。

2 決算審査・健全化判断比率等審査

市長から審査に付された一般会計、特別会計、公共下水道事業会計、病院事業会計の決算その他の関係諸表の計数等が適正であるか、予算の執行、財産の管理などが適正かつ効率的に行われたか審査を行う。

また、公共下水道事業及び病院事業については、財務諸表を確認のうえ、事業の経営成績、財務状況を適正に表しているか審査を行うもの。また、市長の作成した決算に基づく、健全化判断比率及び資金不足比率並びにそれらの算定の基礎となる事項を記載した書類が法令等に適合し、かつ正確であるか審査を行う。

【根拠法令等：自治法第233条、公企法第30条、健全化法第3条第1項、同法第22条第1項、監査基準第2条第4号・第7号】

対象	審査日時	対象部課
病院事業会計	7月11日(木) 午前9時から	市立病院
公共下水道事業会計	7月11日(木) 午前11時から	下水道河川部
一般・特別会計及び 健全化判断比率等審査	8月1日(木) 午前9時から	経営総務部財政課

※ 決算審査意見書の市長提出は、8月19日(月)を予定しています。

3 例月出納検査

市の現金出納、保管状況を検査するもので、会計管理者等の現金の出納事務が正確に行われているか、現金の月末残高が指定金融機関等が発行する残高証明書等と一致しているか等の検査を実施するもの。

【根拠法令等：自治法第235条の2第1項、監査基準第2条第5号】

月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
日	26日 (金)	31日 (金)	7月4日 (木)	31日 (水)	29日 (木)	10月3日 (木)	31日 (木)	27日 (水)	27日 (金)	31日 (金)	26日(水) ~ 28日(金)	28日 (金)

※ 原則、毎月午前9時から市立病院、会計課、下水道河川部の順で行います。

※ 2月の例月出納検査は、令和6年12月頃に令和7年議会の日程が決まりましたら正式決定します。

4 その他の監査等

(1) 財政援助団体等監査

市が、補助金、交付金、負担金等の財政的援助を与えている団体、出資している団体、借入金の元金又は利子の支払を保証している団体、信託の受託者及び公の施設の管理を行わせている団体の当該財政的援助等に係る出納その他の事務の執行が当該財政的援助等の目的に沿って行われているか監査するもの。

【根拠法令等：自治法第199条第7項、監査基準第2条第3号】

監査等の名称	時期
財政援助団体等監査	1月上旬～3月末(本監査は3月の例月出納検査後)

※ 監査等の対象が決まり次第、対象部局に通知します。

(2) 行政監査

定期監査などの財務以外の行政事務全般について行う監査で、事務の執行が法令等に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているか監査するもの。

【根拠法令等：自治法第199条第2項、監査基準第2条第2号】